



発行 新潟県  
**第 52 号**  
 平成27年7月7日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 960 土壌汚染対策法による要措置区域の一部解除（環境対策課）
- 961 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 962 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 963 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 964 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 965 河川整備計画の縦覧（河川管理課）

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）

告 示

◎新潟県告示第960号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成26年1月17日新潟県告示第37号により指定した要措置区域の一部について指定を解除する。

平成27年7月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定を解除する要措置区域  
五泉市赤海二丁目212番2の一部、214番1の一部、214番2の一部、219番2の一部、219番3の一部、219番4の一部及び266番2の一部
- 2 指定を継続する要措置区域  
五泉市赤海二丁目219番2の一部及び266番2の一部
- 3 1の区域において、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号（以下「規則」という。））で定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレン
- 4 2の区域において、規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 5 講じられた指示措置等  
土壌汚染状況調査の追完により、1の区域の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していることが確認されたため。

◎新潟県告示第961号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年7月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 失効する知事指定薬物の名称

2- [(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール(通称名: 25C-NBOH)及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

## 3 失効年月日

平成27年7月4日

## 4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

## ◎新潟県告示第962号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成27年7月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 名称                | 所在地                               | 担当する医療の種類 | 指定年月日     |
|-------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|
| 訪問看護ステーション<br>みのり | 上越市大字京田<br>134番地1<br>短期入所施設 桑の里1階 | 育成医療・更生医療 | 平成27年7月1日 |

## ◎新潟県告示第963号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

平成27年7月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 名称           | 所在地                | 担当する医療の種類 | 更新年月日     |
|--------------|--------------------|-----------|-----------|
| みなみ調剤薬局      | 南魚沼市川窪<br>1158-2   | 育成医療・更生医療 | 平成27年7月1日 |
| ハート調剤薬局 糸魚川店 | 糸魚川市南寺町<br>2-10-29 | 育成医療・更生医療 | 平成27年7月1日 |
| 三条調剤薬局 大島店   | 三条市大島<br>5126-1    | 育成医療・更生医療 | 平成27年7月1日 |
| 蔵王調剤薬局       | 長岡市寿<br>2-5-14     | 育成医療・更生医療 | 平成27年7月1日 |
| ほたる調剤薬局      | 上越市頸城区上吉<br>437-68 | 育成医療・更生医療 | 平成27年7月1日 |

## ◎新潟県告示第964号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営小平尾地区区画整理(農業生産法人等育成緊急整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月7日

新潟県魚沼地域振興局長

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年7月8日から平成27年8月5日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第965号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、三面川水系河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年7月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成27年7月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験日時

平成27年10月24日（土）

午後1時20分から2時40分まで

2 試験会場

新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学 総合教育研究棟

3 試験の種類

(1) 一般

毒物劇物の全品目を取り扱う責任者

(2) 農業用品目

農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

(3) 特定品目

限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

4 試験の内容

試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験資格

年齢、学歴、経験等は問わない。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験願書データ

ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

写真用台紙の裏面の記入上の注意に従い、必要事項を記入する。

(2) 受験手数料

10,500円を新潟県収入証紙により納付する。(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)

(3) 受験願書の受付期間

平成27年8月3日(月)から8月21日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月21日(金)の消印まで有効とする。

(4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所

7 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者あてに送付する。

8 合格発表及び合格証の交付

(1) 合格発表

平成27年11月24日(火)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)において、合格者の受験番号を発表する。

(2) 合格証の交付

合格証は、平成27年11月24日(火)午前9時以降、受験願書を提出した場所で交付する。

9 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。

(1) 開示する項目

科目別得点、総合得点

(2) 開示請求の受付期間

平成27年11月24日(火)から12月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(3) 開示請求の受付場所

受験願書を提出した場所(ただし、新潟県福祉保健部医務薬事課においては、全受験者の開示請求を受け付ける。)

10 その他

(1) 受験願書等は、平成27年7月14日(火)から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締切りは8月14日(金)までの必着分とする。

(2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。

(3) 一旦納付した手数料は、返還しない。

(4) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。

(5) 試験方法は筆記方式によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。

(6) 試験についての講習会は、県では実施しない。

(7) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟市保健所にすること。